

令和5年度の契約者割戻率が確定しました！

割戻率は16.46%！

建設共済保険では保険事業の決算で生じた剰余金をご契約者様にお支払いする「契約者割戻金制度」を令和4年度から導入しており、令和5年度の決算において4.05億円の剰余金が発生しました。

令和5年度における「直近3事業年度の剰余金平均値（下表「剰余金の取扱い」ご参照）」は4.84億円であり、この金額を原資として算出した契約者割戻率は16.46%になりました。

ご契約者様への割戻金のご案内を令和6年9月上旬にお送りし、同月下旬に割戻金をお支払いする予定です。

令和6・7年度も契約者割戻金をお支払い！

下表の「剰余金の取扱い」に記載の通り、剰余金は3事業年度に分割して割り戻されます。割戻金の原資となるのは、令和6年度は4.84億円に同年度の決算において剰余金が生じた場合その1/3を加算(+ α)した額、令和7年度は1.35億円+ α に同年度の決算において剰余金が生じた場合その1/3を更に加算(+ β)した額となります。

ただし、当該事業年度の決算日（3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様については契約者割戻金が支払われないこととなりますのでご留意いただき、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

○ 剰余金の取扱い

決算年度	A 剰余金	発生した事業年度を含め剰余金を3事業年度に分割 (A÷3)		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和3年度	0円	0円		
令和4年度	10.48億円	3.49億円 (R4:2/3回)	3.49億円 (R4:3/3回)	
令和5年度	4.05億円	1.35億円 (R5:1/3回)	1.35億円 (R5:2/3回)	1.35億円 (R5:3/3回)
B 直近3事業年度の 剰余金平均値		4.84億円	4.84億円 + α	1.35億円 + α + β
C 基準保険料総額		29.43億円	令和6年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算(+ α)されます。	令和6年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算(+ α)され、同様に令和7年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算(+ β)されます。
割戻率 (B÷C)		16.46%		

〔参考〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
過去の割戻率	9.01%	8.60%	20.53%

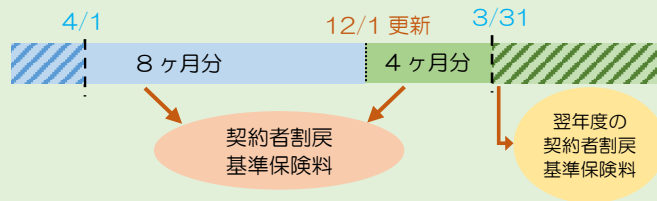
[契約者割戻金等の算出方法]

個々の保険契約の契約者割戻基準保険料は次のように算出され、当該事業年度の決算日において有効に成立している全ての保険契約の契約者割戻基準保険料を合計したものが基準保険料総額になります。

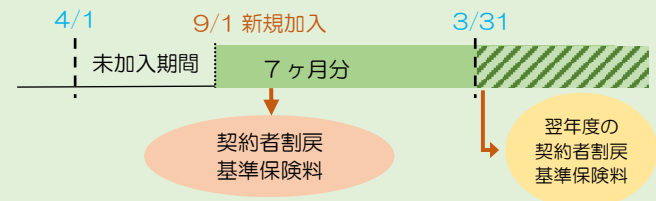
○ 契約者割戻基準保険料の算出方法（年間完成工事高契約及び関連事業契約）

お支払いいただいた掛金の82%が保険事業（残りの18%は公益目的事業）に該当し、そのうち共済団の事業年度（期間4月1日～3月31日）に該当する保険料が契約者割戻基準保険料です。

例1) 契約期間 12月1日～11月30日のご契約者様（更新契約）



例2) 契約期間 9月1日～8月31日のご契約者様（新規契約）



※ 甲型共同企業体契約にあつては掛金の精算日が当該事業年度に属する保険契約が対象になります。

直近3事業年度の剰余金平均値を原資として、基準保険料総額から契約者割戻率を算出します。

○ 令和5年度の契約者割戻率の算出方法

※事業年度ごとに契約者割戻率を算出します。

剰余金平均値
(令和3～5年度)
4.84 億円[Ⓐ]

基準保険料総額
(令和5年度)
29.43 億円[Ⓑ]



4.84 億円[Ⓐ] ÷ 29.43 億円[Ⓑ]
令和5年度の契約者割戻率 16.46% [Ⓒ]

ご契約者様へお支払いする契約者割戻金を算出するにあたっては、各保険契約の契約者割戻基準保険料に改めて契約者割戻率を乗じて算出します。

○ 令和5年度の契約者割戻金の算出方法

契約者割戻金は個々の保険契約の契約者割戻基準保険料に契約者割戻率を乗じて算出します（10円の位を四捨五入して100円単位）。

令和5年度の契約者割戻率は16.46%[Ⓒ]ですので契約者割戻金は次の計算式で算出します。

契約者割戻
基準保険料

×

契約者割戻率
16.46% [Ⓒ]

=

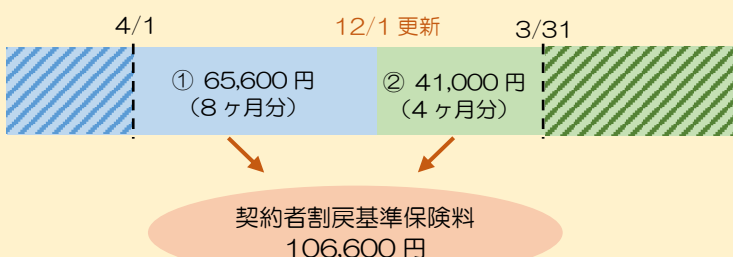
契約者割戻金

※ 契約者割戻金の額が100円に満たないご契約者様および令和5年度の決算日（令和6年3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様については支払いはありません。

《参考》

○ ご契約者様にお支払いする令和5年度の契約者割戻金計算例

[A社のケース：12月更新契約]



①契約期間 令和4年12月1日～令和5年11月30日

掛金 120,000円（うち保険事業 82%：98,400円）
当事業年度に該当する契約期間は8ヶ月のため、
98,400円×8ヶ月/12ヶ月 = 65,600円

②契約期間 令和5年12月1日～令和6年11月30日

掛金 150,000円（うち保険事業 82%：123,000円）
当事業年度に該当する契約期間は4ヶ月のため、
123,000円×4ヶ月/12ヶ月 = 41,000円

契約者割戻基準保険料
106,600円

×

令和5年度契約者割戻率
16.46%

=

17,546円

契約者割戻金
≙ 17,500円